

Q&A（よくあるお問い合わせ）

目次

【支援給付金制度について】 …… P2

Q1.支援給付金の対象者は。

Q2.売上減少の計算方法は。また、創業後1年未満の者がどうすれば良いか。

Q3.店舗等は上田市内にあるが本社は上田市外にある場合、支援対象となるか。

Q4.本社は上田市内にあるが、店舗等営業実態は上田市内に無い場合、支援対象となるか。

Q5.支援給付金の額と支給回数は。また、市内に複数店舗がある場合は店舗ごとに申請できるか。

【申請方法について】 …… P3

Q6.申請期間はいつからいつまでか。

Q7.申請方法はどのようにするのか。

Q8.申請書類はどのようになるのか。

【その他】 …… P4

Q9.申請後、どれくらいの期間で支援給付金が振り込まれるのか。

Q10.同支援給付金受給後に、国の「持続化給付金」の対象となった場合はどうすればいいか。

Q11.県の休業要請に対する協力金(30万円)と重複して受給できるか。

Q12.持続化給付金と重複受給する等、虚偽の申告内容による不正受給が発覚したらどうなるか。

Q13.制度、申請方法に関する問い合わせ先

【支援金制度について】

Q1. 支援給付金の対象者は。

A1 以下内容を全て満たす方です。

- ・上田市内に住所(法人は登記)を有し、且つ上田市内に店舗等を有する中小企業者
- ・農業、林業以外の事業を営む者
- ・2019年12月以前から事業を営む者
- ・2020年3月から12月の任意の連続する3カ月間の平均売上が前年同期比と比較して30%以上、50%未満の売上減少となっている者
- ・2020年1月から直近月のいずれの月も前年同月と比較して50%以上の売上減少となっていないこと。(国の持続化給付金の対象ではないこと。)

Q2. 売上減少率の計算方法は。また、創業後1年未満の者がどうすれば良いか。

A2 売上減少率の計算方法は以下のように計算してください。

- ①:2019年3月から12月のうち、対象となる連続する3カ月間の平均売上
- ②:2020年3月から12月のうち、対象となる連続する3カ月間の平均売上

$$30\% \leq \frac{\text{①} - \text{②}}{\text{①}} \times 100 < 50\%$$

創業後、1年未満で2019年10,11月等の売上実績がない場合には、①を、2019年12月、2020年1月、2月の平均売上に読み替えて計算してください。

なお、2020年1月以降に創業(開業)した事業者は給付金の対象外です。

Q3. 店舗等は上田市内にあるが本社は上田市外にある場合、支援対象となるか。

A3 店舗等、及び法人登記(個人事業主は住民票)の両方が上田市内にある事業者が対象となります。

Q4. 本社は上田市内にあるが、店舗等営業実態は上田市内に無い場合、支援対象となるか。

A4 店舗等、及び法人登記(個人事業主は住民票)の両方が上田市内にある事業者が対象となります。

Q5. 支援給付金の額と支給回数は。また、市内に複数店舗がある場合は店舗ごとに申請できるか。

A5 支援給付金は一律10万円、支給回数は1事業者あたり1回限りです。よって、市内に複数店舗がある場合であっても支給は法人・事業者単位で1者10万円となります。

【申請方法について】

Q6.申請期間はいつからいつまでか。

A6 申請受付期間は令和2年6月1日(月曜日)から令和3年1月15日(金曜日)までで、1月15日消印有効となります。

Q7.申請方法はどのようにするのか。

A7 コロナウイルス感染拡大防止として混雑、密集を避けるため、原則、郵送での受付のみとさせていただきます。以下宛先に郵送ください。

送付先： 〒386-0012 上田市中心4-9-1

上田市「売上減少事業者支援給付金」事務局 あて

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載下さい。

Q8.申請書類はどのようになるのか。

A8 以下の書類をご用意ください。

(市配布様式類)

- ・申請書(様式1) ※要署名押印
- ・減少率計算書(様式2)
- ・誓約書(様式3) ※要署名押印
- ・添付書類チェックシート(様式4)

(添付書類)すべて写しで可

※事業者の形態により必要書類が変わります。詳細は募集受付要項又は各添付書類チェックシートをご確認下さい。

- ・2019年分確定申告書等、2019年月別売上額が確認できるもの
- ・帳簿・試算表等、2020年1月から5月の月別売上額が確認できるもの
- ・法人登記簿謄本 又は 住民票/運転免許証※等 現住所が確認できる本人確認書類
※運転免許証記載の住所が現住所(上田市内)に変更されていない場合は不可
- ・振込先金融機関の通帳等 口座名義、口座番号が確認できるもの
- ・営業許可証等

【その他】

Q9.申請後、どれくらいの期間で支援給付金が振り込まれるのか。

A9 申請受付後速やかに書類確認、支給手続きを進め、書類の不備等がない場合には1か月以内に振込が完了する予定です。

Q10.同支援給付金受給後に、国の「持続化給付金」の対象となった場合はどうすればいいか。

A10 同支援給付金を受給した後に、申請月以降の売上が大きく減少して国の「持続化給付金」の受給対象となった場合には、その旨を上田市商工課宛てに連絡してください。

また、国の持続化給付金を申請し、同給付金を受給できた際には、所定の持続化給付金受給報告書を上田市長あてに提出し、市からの指示に従い、受給した支援給付金額(10万円)を市に返納してください。

Q11.県の休業要請に対する協力金(30万円)と重複して受給できるか。

A11 長野県の休業要請に対する協力金につきましては、県の要請に協力したことに対する支給であり、同支援金の売上減少に対する支援とは目的が異なります。

よって、それぞれの支給要件に該当すれば両方に申請することができます。

Q12.持続化給付金と重複受給する等、虚偽の申告内容による不正受給が発覚したらどうなるか。

A12 持続化給付金との重複受給など、申告内容や誓約した内容が事実と異なることが判明した場合には、事実と異なる申告が意図的であったか否かにかかわらず、支給された支援金全額を返納いただきます(修正後の申告内容が受給要件を満たす場合は返納不要)。

Q13.制度、申請方法に関する問い合わせ先

A13 制度や申請方法に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

上田市商工課 Tel:0268-23-5395 (平日 9:00-16:00)